



# 農地中間管理事業を 活用しましょう！

〔ご安心下さい。農地を取られたりすることはありません。お借りするだけです。〕

※農地中間管理機構は、農地を貸したい農家（出し手）から農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）への農地の集積・集約化を進めるため、農地の中間的受け皿となる組織です。

長 崎 県  
(公財)長崎県農業振興公社



# 農地の貸し借りは「農地中間管理事業」を活用しましょう！



## 出し手

## 受け手



- ・農地の借り手が見つからない。
- ・面積を減らして経営農地の一部を貸したいと考えている。
- ・農業を引退したいので農地を誰かに預けたい。

**貸出意向の表明**  
・利用意向調査  
・出し手情報アンケート

**公募への応募**  
・借りたい農地の情報

地図情報整備・相談会(マッチング)実施

- ・経営農地の拡大を検討中の方！
- ・分散した農地の集約化を検討中の方！
- ・新規に農業を始めたい方！

**農地中間管理機構  
(長崎県農業振興公社)**

・受け手が見込める農地を借り受け、受け手へ貸し付けます。  
・借受農地の中間管理(草刈、せん定など)を行います。

※対象は農業振興地域の区域内の農地です。  
※市町等が機構の業務を受託して行いますので、まずはご相談下さい。

**A to A(自己所有地の貸付・借受)もOKです。**

**受け手は農業者であればどなたでもOKです。**

**農地を貸す期間は要望があれば10年未満でもOKです。**

**農地を国や県から取られたりすることはありません。(お借りするだけです。)**

**賃料は地域の水準を基本とします。平成29年から物納(米1俵など)も始めました。**

## 両者のメリット

◆草刈や剪定保険付き契約  
農地の受け手が病気や怪我などで耕作できなくなった場合、機構が草刈や剪定など農地を荒らさない管理(中間管理)を、経費は機構持ち(国・県が全額負担)で最長3年間行います。公的機関の仲介なので安心して農地を貸すことが可能です。

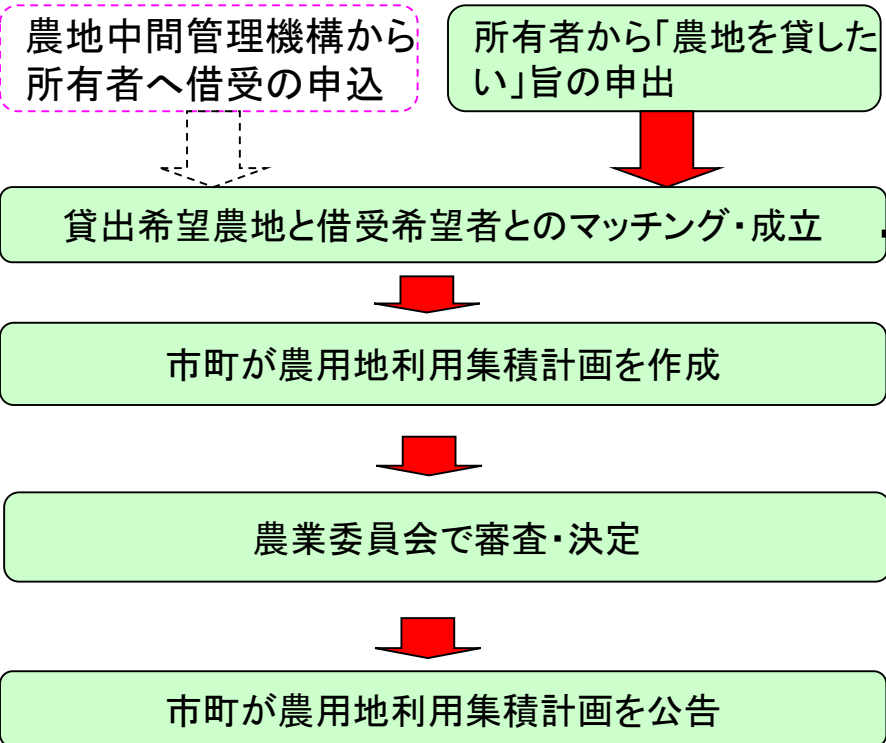
## 出し手のメリット

- ◆要件を満たせば出し手や地域へ協力金が交付されます。
- ◆要件を満たせば農地に課税される税金が安くなります。
- ◆次の受け手を機構が探します  
受け手側の都合で耕作できなくなった農地は、次の受け手を最長3年間探します。その間の地代も機構がお支払します。農地の受け手を探す必要がありません。農地中間管理機構が責任を持って公募し、貸し付けます。
- ◆地代は機構が支払いますので、未納の心配がありません。
- ◆貸付後の利用状況は市町等(機構業務受託先)が毎年確認しますので、不適切に利用される心配はありません。

## 受け手のメリット

- ◆賃料の納付先が機構にまとまるので振込手数料が節約できます。
- ◆希望すれば利用条件整備の負担金を機構が立て替えることができます。
- ◆公募に応募すれば、農地情報を提供してもらえるので、経営規模を拡大したり、分散した農地をまとめることが容易になります。
- ◆地主との貸借手続きなどは市町等(機構業務受託先)が行います。
- ◆新規に農業を始めたいとき、農地を簡単な手続きで借りることができます。

## 機構に農地を貸し出す場合の流れ



## 農地を貸したい人は

どうする？

### ステップ ①

市町等(機構業務受託先)に連絡します。

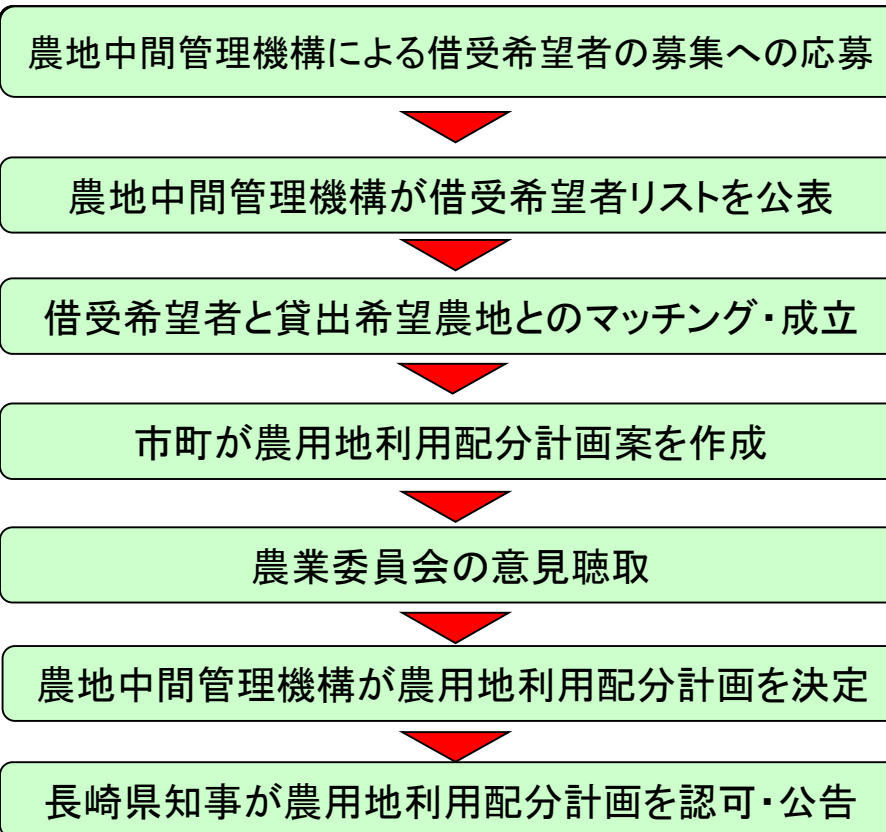
### ステップ ②

市町等(機構業務受託先)と期間、賃料等の諸条件を相談します。

### ステップ ③

農地の貸借が記載された農用地利用集積計画が公告されると、農地中間管理機構に農地の貸借に係る権利が移動します。

## 機構から農地を借りる場合の流れ



## 農地を借りたい人は

どうする？

### ステップ ①

農地中間管理機構による借受希望者の募集に応募します(必須です)。

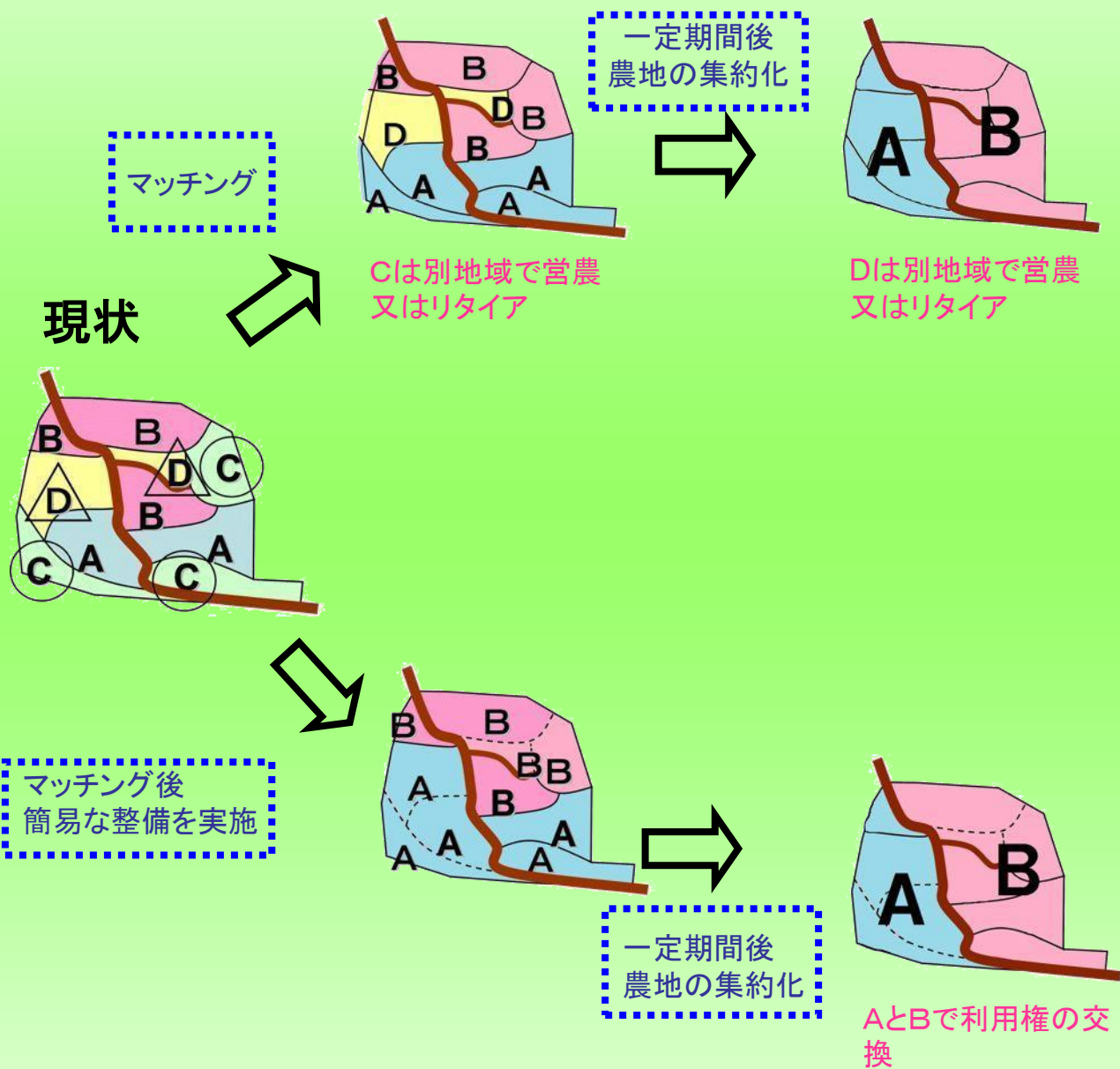
### ステップ ②

市町等(機構業務受託先)と期間、賃料等の諸条件を相談します。

### ステップ ③

農地の貸借が記載された農用地利用配分計画が公告されると、借受希望者に農地の貸借に係る権利が移動します。

# 分散した農地の集約化



# 農用地等貸付申出書

申込日 平成 年 月 日

(農地中間管理機構)

公益財団法人 長崎県農業振興公社

理事長 上田 裕司 様

申込者 住所	
-----------	--

ふりがな 氏名	印	年齢	歳
		連絡先	TEL:

私は、次の事項に承諾し、当該農用地等を貸付希望地として申し込みます。

## 1. 当該農用地等

別紙のとおり

## 2. 農地等の貸付に際し、私の意向は次の通りです。

- (1) 貸付始めは？                    1. いつでもよい                    2. 年 月 からがよい
- (2) 契約期間は？                    1. 10年以上でよい                    2. その他 ( )
- (3) 貸し出し理由は？                    1. 規模縮小                    2. 経営移譲                    3. 離農                    4. その他 ( )

《 貸付けにあたっての確認事項 》 確認チェック欄  ※受託機関記入

- 1. 借受希望者が見込めない場合は借り受けを行いません。
- 2. 借受者の選任は一任して頂きます。
- 3. 借り受けを行う場合には、改めて連絡します。
- 4. 借り受けた農地の固定資産税は所有者負担となります。
- 5. 公益財団法人長崎県農業振興公社が借り受けるまでの間は、申込者において農用地等の管理等をお願いします。
- 6. 本申し込み書に記載の情報は、農地中間管理事業の実施を目的とし、本事業に関する機関、団体、個人の範囲内で利用します。
- 7. 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

貸出希望地

※農業振興地域内の農用地等に限られます。

申込者氏名:

NO	所在地 (字・地番)	地目	面積 (㎡)	借受予定者の有無	基盤整備	保全活動参加の有無	農用地等の利用状況
		現況		1. いる 2. いない	1. 済み 賦課金 { 有 } 無 2. 未済 3. 予定	1. 有 ・中山間直払 ・多面的支払 ・その他 2. 無	3. 貸し付けている (作付作物) (貸付け相手) 貸付期間 H 年 月 ~ H 年 月
		現況		1. いる 2. いない	1. 済み 賦課金 { 有 } 無 2. 未済 3. 予定	1. 有 ・中山間直払 ・多面的支払 ・その他 2. 無	3. 貸し付けている (作付作物) (貸付け相手) 貸付期間 H 年 月 ~ H 年 月
		現況		1. いる 2. いない	1. 済み 賦課金 { 有 } 無 2. 未済 3. 予定	1. 有 ・中山間直払 ・多面的支払 ・その他 2. 無	3. 貸し付けている (作付作物) (貸付け相手) 貸付期間 H 年 月 ~ H 年 月
		現況		1. いる 2. いない	1. 済み 賦課金 { 有 } 無 2. 未済 3. 予定	1. 有 ・中山間直払 ・多面的支払 ・その他 2. 無	3. 貸し付けている (作付作物) (貸付け相手) 貸付期間 H 年 月 ~ H 年 月

- ◎ 農地を貸したいと考えている方
- ◎ 農地を借りたいと考えている方
- ◎ 分散している農地を集約化したいと考えている方
- ◎ 新たに農業に参入したいと考えている方

以下のお問い合わせ先までご連絡下さい

## 問い合わせ先



### ◆長崎県農林部農地利活用推進室

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号（県庁行政棟5F）  
電話095-895-2974 FAX 095-895-2587

### ◆（公財）長崎県農業振興公社（農地中間管理機構）

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号（県庁行政棟5F）  
電話095-894-3848 FAX 095-894-3850

### ◆最寄りの市町、農業委員会

### ◆農地中間管理機構ホットライン（農林水産省内）

電話03-6744-2151（平日9:30～17:00）  
メールアドレス [kikou@nm.maff.go.jp](mailto:kikou@nm.maff.go.jp)